河川や水路などに築造・設置等を行う場合は、届出が必要です

次の場合などには、申請による許可が必要です。

■**申請が必要な例**
・河川・水路などに接した土地に護岸を築造するとき（木柵を含みます）
・河川・水路などの上下に、通路（橋梁）、給水管、ガス管、排水管などを設置し、占用するとき
※すでに占用している場合も、許可が必要です。

※占用には、占用物件に応じた占用料が必要です

■**申請場所**
○本庁管内
本庁　河川砂防課
○支所管内
・諸富町、川副町、東与賀町、久保田町
→南部建設事務所
・大和町、富士町、三瀬村
→北部建設事務所

問い合わせ
本庁　河川砂防課
管理係
☎40・7180
FAX26・7376

製造業等を営む中小企業者への支援制度

○展示会・見本市への出展支援
自社製品を、県外で開かれる見本市や展示会に出展する場合、その経費の一部を補助します。
・**補助金額**
補助対象経費の2分の1以内（最高限度額は、開催地により異なります）
・**補助対象経費**
会場借上げ料、会場装飾費、運搬費、旅費、そのほか必要と認められる経費

○特許権、実用新案権および意匠権の取得支援
特許権、実用新案権、意匠権を取得する場合、その経費の一部を補助します。
・**補助金額**
補助対象経費の2分の1以内（最高限度額は、知的財産権により異なります）
・**補助対象経費**
①特許出願料、特許出願審査請求料、実用新案登録出願料、技術評価請求料、意匠登録出願料
②弁理士に①の手続きを依頼した場合の報酬

■**申込方法**
所定の申請書などを提出ください。様式は工業振興課に請求ください。市ホームページ「企業支援」からもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ
〒840－8501
佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所
工業振興課　工業振興係
☎40・7101
FAX26・6244

住宅手当支給制度

■**対象**　支給申請時に、次の①～⑦すべてに該当する人
①平成19年10月1日以降に離職した人。
②離職前、自らの給与や賃金を主な収入として世帯の生計を維持していた人。
③就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みを行う人、または現に行っている人。
④住宅を喪失、または喪失するおそれのある人。
⑤原則、収入のない人。
※一時的な収入がある場合、次の金額以下。
・単身世帯…84，000円＋家賃額未満
・2人世帯…172，000円以内
・3人以上世帯…172，000円＋家賃額未満
⑥預貯金が次の金額以下。
単身世帯…50万円
複数世帯…100万円
※⑤、⑥の複数世帯には、同一生計の同居親族の収入月額・預貯金額を含む。
⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付や給付（訓練・生活支援給付など）、自治体が実施する類似の貸付や給付などを受けていない。
※住宅手当の支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行う必要があります。
■**支給額**　支給対象者が賃借する住宅の賃料実額。
・上限「月額」
単身世帯　30，300円
複数世帯　39，400円
■**支給期間**　最長6カ月間（一定の条件で延長3カ月間）
■**申請方法**
保護課で制度の説明を受け、本人確認・離職関係・収入、預金関係の書類などの証明書類を添えて、「住宅手当支給申請書」を提出ください。
■**支給方法**　住宅の貸主の口座に振り込みます。

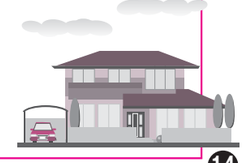

申し込み・問い合わせ
本庁　保護課
（1階37番窓口）
☎40・7263
FAX24・2866

第6期 花とみどりのまちづくりリーダー養成講座

みどりを生かしたまちづくりに役立つ、花やみどりのさまざまな知識が学べる講座で、修了後は花とみどりのまちづくりリーダーとして市の緑化推進にご協力をお願いします。

■**講座内容**　花づくりの基礎知識習得、花壇作りの実習（全8回予定）
■**期間**　9月～2月　主に月1回、日曜10時～12時（10・11月は月2回開催予定）
■**場所**　主に佐賀県緑化流通センター（高木瀬町）、そのほか佐賀市役所内会議室、実習花壇など
■**定員**　25人程度（応募者多数の場合は抽選）
■**応募資格**　全講座に参加でき、修了後の活動に協力できる市内在住の人
■**受講料**　無料（教材費が必要となる場合あり）

回	開催月	内容
1	9月	・開講式　・基礎知識 ・種から育てる花づくり実習
2	10月	・土づくりの意義と生ゴミ堆肥化 ・家庭にあるもので土づくり ・花植え ・寄せ植え基礎知識と実習
3		・花壇計画　・実地視察、花壇レイアウト決め
4	11月	・土づくり実習
5		・花植え実習
6	12月	・庭木について基礎知識 ・さし木・接ぎ木実習 ・四季を通して楽しむ緑と手入れ ・害虫対策（木の病気なども） ・剪定実習
7	1月	
8	2月	修了式・振り返り

■**応募方法**　氏名、住所、電話番号、年齢、性別、応募理由、講座修了後にやってみたいことを明記の上、はがき、ファクス、電子メールで送付ください。
■**募集期限**　8月24日㈮当日消印有効

申し込み・問い合わせ
〒840－8501
佐賀市栄町1番1号
緑化推進課「花とみどりのまちづくりリーダー養成講座」係
☎40・7164
FAX26・7376

8月10日は道の日

○道路の陥没・損傷を発見したら、連絡ください
市では、道路の陥没や損傷などの早期発見のため、日頃パトロールなどを行っていますが、もし、通勤途中や散歩などで、道路の陥没・損傷や危険な場所を発見した場合は、事故を未然に防ぐためにも、すぐに連絡をお願いします。
■**参考例**
・直径30センチメートルくらいの穴が開いている。
・道路の端（路肩）が欠けている。
・20センチメートルくらいの石が3個落ちている。
※私道や私有地内については対応できません。

○道路に張り出した樹木の刈り込みをお願いします
道路にはみ出した樹木は、歩行者や車両の通行の妨げになったり、道路標識やカーブミラーが見えにくくなったりして、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、照明灯や防犯灯の明るさも半減してしまいます。
歩行者の安全確保、交通事故防止、緊急車両の通行確保のためにも、枝や葉が道路に張り出していないか定期的に点検し、刈り込みをお願いします。

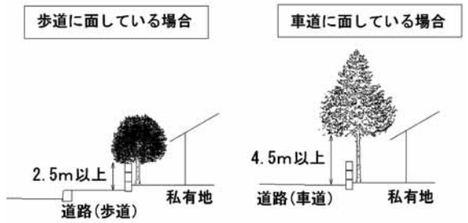

※剪定に当たっては、歩道面から2.5m以上、車道面から4.5m以上の空間確保を目安にお願いします

問い合わせ
本庁　道路管理課
☎40・7175
FAX40・7397
北部建設事務所
☎58・2863
FAX58・2119
南部建設事務所
☎45・1804
FAX45・8023

公共の用に供する道路として利用されている土地は、固定資産税・都市計画税が非課税となります

次のような土地は、固定資産税・都市計画税が非課税となる場合があります。
■**対象**
・利用制限を設けず、不特定多数に利用される私道
・セットバックにより、道路と一体利用を行っている土地
※条件があります。くわしくは問い合わせください。
■**申出方法**　資産税課、または各支所市民サービス課で受け付けします。まずは連絡ください。
■**必要書類**
道路の位置と面積を正確に確認できるもの（地積測量図など）

申し込み・問い合わせ
本庁　資産税課　土地担当
☎40・7070
FAX25・5408
または各支所市民サービス課

子どもへのまなざし運動

『第3回まなざしキラリ賞』募集

子どもを育む4つの場（家庭、地域、企業等、学校等）で4つの視点（命・自立・他者とのかかわり・子どもを取り巻く環境）をもとに主体的、積極的、継続的に取り組まれている個人、団体、事業者などを『まなざしキラリ賞』として表彰します。

■**表彰部門（2部門）**
個人の部、団体の部

■**対象**　市内居住の個人または団体および、まなざし運動に参加登録した企業、事業所。（自薦、他薦を問いません）

■**申込方法**
所定の応募用紙（各校区公民館にあります）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送、持参、電子メールで送付ください。
応募用紙は、市ホームページからダウンロードもできます。また、郵送も受け付けます。事前に連絡ください。

■**申込期限**　10月31日㈬
当日消印有効

申し込み・問い合わせ
〒840－0811
佐賀市大財三丁目11番21号
佐賀市教育委員会　教育総務課
子どもへのまなざし運動推進室
☎40・7354　FAX40・7394
✉kyoiku@city.saga.lg.jp

市民公開講座

認知症サポーター養成講座

～認知症の人やその家族を見守る応援者になりませんか～

佐賀市では、自分のできる範囲で見守りや声かけなどの支援を行う『認知症サポーター』を養成し、地域での見守りの輪を広げています。
認知症は、加齢とともに誰にでも起こりうる病気で、85歳以上では4人に1人にその症状がみられるといわれています。
誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支える手だてを知っていれば、認知症の人も穏やかに暮らしていくことができます。

■**日時**　8月23日㈭　19時～20時30分
■**場所**　ほほえみ館4階　視聴覚室（兵庫町）
■**定員**　70人程度
■**申込方法**
電話または窓口で申し込みください。
■**申込期限**　8月16日㈭
※受講者には、認知症サポーターの証となる『オレンジリング』（ブレスレット）を配布します。

申し込み・問い合わせ
本庁　高齢福祉課　長寿推進係
☎40・7253　FAX40・7393

地域連携型佐賀大学公開講座

豊かで安全安心な暮らしを創る消費生活講座

～磨こう！あなたの消費者力～

身近なものを題材に、商品を選ぶ上での重要な要素である、「価格」・「品質」・「安全」について楽しく学ぶ講座です。

■**時間**　10時30分～12時
■**会場**　アイ・スクエアビル5階
大中会議室（駅前中央）
■**講師**　佐賀大学副学長・教授
岩本　諭さん
■**定員**　50人程度
■**参加料**　無料
■**申込方法**
氏名（ふりがな）、住所、電話番号、参加できる講座日を、電話（9時～17時）、ファクス、電子メール（件名に「佐賀大学公開講座の申し込み」と記入）で連絡ください。
■**申込期限**　8月16日㈭　17時

申し込み・問い合わせ
市民活動推進課
消費生活センター
（アイ・スクエアビル4階）
☎40・7086
FAX40・2050
✉katsudo@city.saga.lg.jp

日程・内容
①8月27日㈪　「価格」を考える～何が本当にお得なの？～
②9月3日㈪　「品質」を考える～商品情報をどう捉える？～
③9月10日㈪　「食の安全安心」を考える①
～避けられない食品添加物～
④9月24日㈪　「食の安全安心」を考える②
～放射性物質の暫定規制値と新基準値～

事業所の健康づくりを応援します！

「ヘルスアップ宣言」認証事業所・団体を募集中

佐賀市では事業所・団体が健康づくりに取り組むきっかけとして「ヘルスアップ宣言」をすすめています。

■**対象**　市内に住所を有する事業所・店舗・学校、および市民を構成メンバーとする各種団体・協議会など

■**ヘルスアップ宣言項目**
次の5つから、1項目以上を選び、取り組んでください。（ただし、たばこ対策は必須）
①たばこ対策、②栄養・食生活、③身体活動・運動、④歯の健康、⑤自己健康管理

※くわしい内容については、気軽にお尋ねください。内容、申請書の様式は佐賀市のホームページにも掲載しています。

■**登録された事業所・団体への特典**
・「ヘルスアップ通信」で健康づくりに関する情報をお送りします。
・健康に関するパンフレットなどの資料を提供します。
・佐賀市ホームページや情報誌などに掲載します。
登録された事業所にはこのステッカーをお渡しします。

申し込み・問い合わせ
健康づくり課
健康推進係
（ほほえみ館2階）
☎40・7283
FAX30・0115

ヘルスメイト（食生活改善推進員）養成講座受講生募集

ヘルスメイトとは、健康な食生活について学び、家族や地域のみなさんがいきいきと健康に暮らせるようにお手伝いをするボランティアです。
現在公民館などで、生活習慣病予防などの講話と調理実習を行う『食の健康教室伝達会』『親子クッキング』などのサポートや地域のイベントなどに参加、協力をしています。

■**対象**　市内在住者のおおむね70歳以下で、月1回の講座を受講できる人

■**期間**
○Aコース　9月5日㈬・26日㈬、10月26日㈮、11月30日㈮、12月21日㈮、1月18日㈮、2月22日㈮
○Bコース　9月5日㈬、26日㈬、10月24日㈬、11月28日㈬、12月19日㈬、1月16日㈬、2月22日㈮

■**場所**
Aコース　大和健康管理センターとほほえみ館
Bコース　南川副公民館とほほえみ館

■**内容**　健康や栄養に関する講話、調理実習・試食

■**時間**　9時30分～15時
■**定員**　各コース先着30人程
■**受講料**　1，500円程度（テキスト代等）
■**申込方法**
電話で連絡ください。
■**申込期間**
8月1日㈬～23日㈭

申し込み・問い合わせ
健康づくり課
健康推進係（ほほえみ館）
☎40・7283
FAX30・0115

第95回市民糖尿病教室

■**日時**　8月25日㈯
13時30分～
■**場所**　佐賀市医師会立看護専門学校（新中町）
■**内容**
・尿糖、血糖無料検査
（当日受付）13時30分～
・独立行政法人国立病院機構佐賀病院　第二診療部長江島　英理さんによる講演
14時15分～
「糖尿病の治療」
～継続こそ力なり～
・糖尿病モデル食の展示および食事療法指導
■**入場料**　無料

問い合わせ
佐賀市医師会内
健康増進佐賀市民会議
☎31・1414
FAX30・4607

佐賀市国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者へ

「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」のご案内

～平成24年4月1日から外来診療・調剤でも使えるようになりました～

■**限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）とは**

医療機関にかかる時に、被保険者証と一緒に提示することで、1医療機関の1カ月間の支払額（保険診療分）が、自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の食事代減額も受けることができます。

■**交付対象・交付する証**

○国民健康保険

・70歳未満で

住民税課税の世帯

→限度額適用認定証

・75歳未満で、

住民税非課税の世帯

→限度額適用・標準負担額減額認定証

○後期高齢者医療

・住民税非課税世帯

→限度額適用・標準負担額減額認定証

■**自己負担限度額**

70歳未満	
上位所得者世帯	150,000円＋（総医療費－50万円）×1％
一般世帯	80,100円＋（総医療費－26万7千円）×1％
住民税非課税世帯	35,400円

70歳以上		外来	外来＋入院
現役並み所得者世帯（3割負担の世帯）		44,400円	80,100円＋（総医療費－26万7千円）×1％
一般世帯		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

■**交付手続き**　本庁保険年金課、または各支所の保健福祉課の窓口に、被保険者証と印鑑（認印可・後期高齢者医療の人は申請者の印鑑）を持参し、申請ください。

※次に該当する場合は、被保険者証（兼高齢受給者証）の提示のみで限度額が適用されます。

・国民健康保険の加入者で、70歳から74歳のうち、現役並み所得者世帯（3割負担の世帯）や一般世帯に該当する人。

・後期高齢者医療制度の加入者で、現役並み所得者世帯（3割負担の世帯）や一般世帯に該当する人

※70歳未満の被保険者で、国保税を滞納している場合、交付されません。なお、認定証は、申請のあった月の初日から有効となりますので、ご注意ください。

申し込み・問い合わせ

本庁　保険年金課給付係

☎40・7271

後期高齢者医療係

☎40・7274

FAX40・7390

または各支所保健福祉課

肝炎ウィルス検査を受けましょう

（佐賀市の検査）

・30代（30～39歳）の健診　700円

・特定健診（40～74歳）　1，000円

※佐賀市国民健康保険の人

・後期高齢者健診（75歳以上）　無料

各健診の初回時に肝炎ウィルス検査を、**無料で追加**しています。（希望者）

■**受診場所**

佐賀県医師会成人病予防センターまたは各支所

くわしくは佐賀市健康カレンダーまたは15日号の市報をご覧ください。

（佐賀県の検査）

○肝炎ウィルス無料検査

■**対象**

20歳以上で過去に検査を受けたことがない佐賀県民

■**料金**　無料

■**受診場所**

・県指定医療機関

・佐賀中部保健福祉事務所（要予約。名前と電話番号が必要）

第1火曜日　14時～16時

第3火曜日　14時～16時

17時～19時

佐賀大学附属病院内に肝臓相談センター　開設

肝臓疾患に関する専任の相談員が、B型・C型肝炎などの肝臓病の相談に応じます。お悩みの人は相談ください。

■**相談日**

月～金（土・日・祝日除く）

■**受付時間**　13時～16時

問い合わせ

・**佐賀市の検査**

健康づくり課

保健予防係（ほほえみ館）

☎40・7281

FAX30・0115

・**佐賀県の検査**

佐賀中部保健福祉事務所（健康指導担当）

☎30・1905

・**肝臓相談センター**

佐賀大学医学部附属病院（肝臓相談センター）

☎34・3731

特定健診を受診して、お得な特典を利用しよう

佐賀市国民健康保険の特定健診を受診した人を対象に、飲食店や薬局など特定健診PR応援企業で割引等特典が受けられるサービスをはじめました。

■**対象**　佐賀市国民健康保険の加入者（40歳～74歳）で、平成24年4月以降に特定健診を受診した人

■**特定健診PR応援企業**

応援企業一覧を、本庁保険年金課、各支所保健福祉課、応援企業などで配布。市ホームページにも掲載します。

■**サービス期間**

平成25年3月31日まで

■**サービスの受け方**

特定健診の受診「スミシール」が貼られている保険証を特定健診PR応援企業に提示ください。

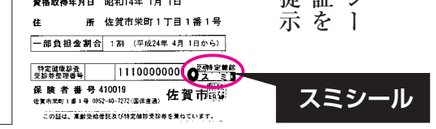

問い合わせ

佐賀市特定健診PR応援団事業本部（STSエンタープライズ内）

☎97・7010

（土・日・祝日を除く10時～18時）

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。児童扶養手当については20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者も対象）を監護または養育している父もしくは母または養育者は、手当の支給や医療費の助成を受けることができる場合があります。

・父母が離婚した児童

・父または母が死亡した児童

・父または母が重度の障がいの状態にある児童

・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

・婚姻によらないで生まれた児童

■**資格の制限**

所得、児童の施設入所、公的年金受給などについて制限があるほか、事実上婚姻関係と同様の状況にあるときは受給できません。

くわしくは問い合わせください。

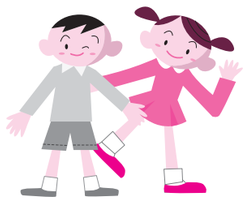

8月は「児童扶養手当現況届」・「ひとり親家庭等医療費助成受給資格の更新申請」の手続き期間です

■**受付期間**　8月1日(水)～31日(金)

※土曜を除く。日曜は本庁のみ受け付け。

■**児童扶養手当現況届**

期限までに届出がない場合、手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※所得制限により手当を受給していない人も届出が必要です。

■**ひとり親家庭等医療費助成受給資格の更新申請**

期限までに申請がない場合、9月1日からの受給資格を喪失しますので、ご注意ください。

※7月下旬に対象者に案内文書を送付していますので、必要書類などを確認の上、それぞれ手続きをお願いします。

平成24年度（平成23年中）の所得申告が済んでいない人は、申告を済ませてから手続きを行ってください。

問い合わせ

本庁　福祉総務課　母子福祉係（1階45番～47番窓口）

☎40・7252　FAX25・5440

または各支所保健福祉課

8月4日は『はしかの日』予防接種はお済みですか

『はしかの日』に合わせて、通常の診療時間に接種が受けにくい人々へ、土曜・日曜・平日の夕方などの時間帯に接種が行われます。

まだ接種がお済みでない人は、この機会に予防接種を受けましょう。

■**期間**　7月30日(月)～8月5日(日)

■**実施医療機関**　県内の協力医療機関（佐賀市ホームページに掲載）

■**接種できる予防接種**

麻しん風しん混合予防接種

■**対象**

①1歳以上2歳未満の幼児

②幼稚園・保育園の年長に当たる幼児（平成18年4月2日～19年4月1日生）

③中学1年生に当たる人（平成11年4月2日～12年4月1日生）

④高校3年生に当たる人（平成6年4月2日～7年4月1日生）

※佐賀市在住の高校3年生相当の人の中には、すでに中学3年生の時（平成21年度）に第4期の接種が完了している人がいます。

※このほかの接種については、医療機関に問い合わせください。

問い合わせ

健康づくり課　母子保健係（ほほえみ館）

☎40・7282　FAX30・0115